

今治市野間馬ハイランドに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：産業部観光課

今治市野間馬ハイランドの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市野間甲 8 番地
(2) 施設の設置目的 野間馬の保存育成及び活用を図ることを設置目的とする。

2 申請概要

- (1) 申請受付期間 令和元年 9 月 20 日（金）～令和元年 9 月 30 日（月）
(2) 申請者（1 団体）

団 体 名	代 表 者 名	住 所
野間馬保存会	大澤 譲 児	今治市阿方甲 246 番地 1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市野間馬ハイランド指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限に発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組み ・ 野間馬の保存育成及び活用への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性	40点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性	25点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、 又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力（管理運営組織） ・ 物的能力 ・ 申請者の安定性及び信頼性 ・ 実現の可能性	30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込み があること ・ 地域貢献 ・ 障がい者雇用への取組み ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・ 子育て支援への取組み ・ 実現の可能性	15点
【Ⅵ】 申請者の実績 ・ モニタリング結果	8点
【Ⅶ】 全般 ・ 申請者の取組み姿勢	25点
合計点数	143点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、野間馬保存会を指定予定者として選定した。

団体名	野間馬保存会
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	33.6点
審査基準Ⅲ	15.0点
審査基準Ⅳ	25.8点
審査基準Ⅴ	12.0点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	23.0点
合計	114.4点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、野間馬の保存育成及び活用への取り組みや施設の維持管理の取り組み等、施設の設置目的に対する適合性が評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（300,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額 300,000千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、職員の資質向上に対する取り組みや、地域との連携による信頼性の構築という点が評価された。

○審査基準Ⅴについては、障がい者の雇用状況、及び女性職員の管理職登用予定に関する点が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、野間馬の保存育成とハイランドの施設管理に長年取り組んできた野間馬保存会の実績と今後の運営に対する熱意が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること、及び施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、野間馬保存会を指定予定者として選定しました。

また、野間馬保存会に対しては、野間馬の利活用に関して新規事業を展開するとともに、種の保存の観点や、準正課プログラムの理念実現によって貴重な野間馬の財産価値が高まるよう、岡山理科大学獣医学部との積極的な連携を図ってほしいとする意見が出たことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値